

○伊東市水道事業給水管統合整備費補助金交付要綱

平成21年7月1日

伊東市水道事業告示第3号

(目的)

第1条 この要綱は、道路内に埋設されている給水管の統合布設替えを行う者に対し、当該布設替えに要する費用の一部を伊東市水道事業給水条例（昭和35年伊東市条例第462号）第12条ただし書の規定に基づき補助金として予算の範囲内で交付することにより、水道事業の円滑な運営を図り、市民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「給水管統合」とは、伊東市水道事業給水条例（昭和35年伊東市条例第462号。以下「条例」という。）第4条に規定する給水装置のうち、専用給水装置を2本以上統合又は老朽共有給水装置を改良し、口径50ミリメートル以上の共用給水装置に布設替えを行うことをいう。

2 前項に規定する布設替えは、共用給水装置から分岐された第一止水栓及び第一仕切弁までの専用給水装置を含むものとする。

(交付の要件)

第3条 この要綱に基づく補助金は、布設替えを行う道路区域に接して水道を使用している者の全員が、給水管統合に同意し、かつ、上下水道料金、市税等を滞納していない場合に交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、150万円を限度として、給水管統合のための水道工事（以下「水道工事」という。）に要した費用の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

(総代人の選定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、条例第7条に規定する総代人を選定しなければならない。

2 総代人は、補助金交付に係る申請及び手続を行うものとする。

3 総代人は、給水管統合後、当該給水管を管理しなければならない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、伊東市水道事業給水管統合整備費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、伊東市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(1) 伊東市水道事業給水条例施行規程（平成10年伊東市管理規程第2号。以下「施行規程」という。）で定める総代人選定（変更）届（第1号様式）

(2) 案内図

(3) 水道工事設計書

(4) 水道工事費積算書

(5) 第3条に規定する同意書

(6) その他管理者が必要と認めるもの

（交付の決定）

第7条 管理者は、前条の規定による補助金交付の申請があったときは、審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、総代人に対し、伊東市水道事業給水管統合整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 管理者は、審査の結果、補助金交付が不相当と認めたときは、速やかに、当該総代人に対し、その旨を通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 管理者は、補助金の交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 水道工事は、条例第13条第1項に定める指定給水装置工事事業者が施行しなければならない。

(2) 水道工事の内容及び水道工事にかかわる費用を変更する場合には、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

(3) 水道工事を中止する場合には、管理者の承認を受けなければならない。

(4) 水道工事が予定期間内に完了しない場合においては、速やかに管理者に報告するとともに、承認を受けなければならない。

(5) 水道工事が完了したときは、速やかに第11条に規定する伊東市水道事業給水管統合整備費補助金交付完了報告書（第3号様式）を管理者に提出し、完了検査を受けなければならない。

（工事の変更、承認）

第9条 第7条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた総代人が水道工事の内容を

変更しようとするときは、遅滞なく伊東市水道事業給水管統合整備費補助金交付変更申請書（第4号様式）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、審査を行い、交付の決定を変更することができる。

（中間検査）

第10条 管理者は、この要綱に基づき施行する水道工事の中間検査を行うことができる。

（完了報告）

第11条 補助金交付の決定を受けた総代人は、水道工事が完了したときは、伊東市水道事業給水管統合整備費補助金交付完了報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、管理者に報告しなければならない。

(1) 施行規程で定める給水装置工事しゅん工検査申請書（第9号様式）

(2) 工事写真

(3) 工事費の領収書の写し

(4) 水質、水圧試験結果表及び写真

(5) その他管理者が必要と認めるもの

（補助金の確定）

第12条 管理者は、前条の完了報告書を受けたときは、完了報告書等の審査及び完了検査を行い、適正であると認めた場合には、交付すべき補助金の額を、伊東市水道事業給水管統合整備費補助金交付確定通知書（第5号様式）により、当該総代人に通知するものとする。

（是正措置）

第13条 管理者は、前条の規定による審査又は検査の結果、水道工事の内容が適正でないときは、是正のための措置を命じることができる。

2 前項の規定は、第10条の中間検査において準用する。

3 第11条の規定は、第1項の規定による措置を行った場合について準用する。

（補助金交付の時期）

第14条 管理者は、第12条の規定により確定した額を、伊東市水道事業給水管統合整備費補助金交付請求書（第6号様式）の提出を受けた後、交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 管理者は、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する

ときは、補助金交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は管理者の命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、第12条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第16条 管理者は、前条の規定による交付決定の取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、伊東市水道事業給水管統合整備費補助金返還命令書（第7号様式）により、期限を定めて、返還を命じるものとする。

(関係書類の保存)

第17条 総代人は、水道工事に係る書類、帳簿等を、水道工事の完了した会計年度から10年間保存しなければならない。

(調査等)

第18条 管理者は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、関係帳簿、書類その他の物件の調査又は報告を求めることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるものを除き、補助金の交付等に関し必要な事項は、伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号）の定めるところによる。

2 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日伊東市水道事業告示第2号）

この要綱は、公示の日から施行する。（第2条一部追加及び第2号様式一部追加）